

## 岩美町奨学資金償還助成事業助成金交付要綱

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、岩美町奨学資金償還助成事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成 11 年岩美町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第 2 条 本助成金は、若者の修学の機会の均等を図るとともに、奨学金の償還額の一部について本助成金を交付することで、町内への定住及び町内企業への就業を促進することを目的とする。

### （助成金の交付）

第 3 条 前条の目的を達成するため、別表第 1 項に定める奨学金を本助成金の交付対象とし、別表第 2 項に定める者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、別表第 3 項に定める助成対象経費の額に同表の第 4 項に定める欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 本助成金の助成回数は、別表第 5 項に定める回数とする。

### （交付申請等）

第 4 条 本助成金の交付申請は、毎年 6 月から 12 月に行わなければならない。

2 本助成金は、規則第 5 条に規定する申請及び規則第 20 条に規定する請求に関する手続を併合して行うものとする。この場合において、本助成金の請求は、本助成金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

3 前項の手続きは、岩美町奨学資金償還助成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）にて行う。

(交付決定の時期等)

第5条 本助成金の交付決定は、原則として月締めで行い、交付申請日の翌月末までに本助成金を支払う。

(着手届及び実績報告書の提出)

第6条 本助成金の交付に関しては、規則第12条に規定する着手届の提出を、規則第17条に規定する実績報告書の提出をそれぞれ要しないものとする。

(不当利得の返還等)

第7条 本助成金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって本助成金の交付を受けたと認めるときは、本助成金の交付決定を取消し、本助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか本助成金の交付について必要な事項は、岩美町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

|            |                                                                                                                                                                                                                                    |       |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 対象となる奨学金 | <p>次の各号のいずれかに該当するもの（いずれも無利子）</p> <p>（1）日本学生支援機構の奨学金</p> <p>（2）地方公共団体の奨学金</p>                                                                                                                                                       |       |
| 2 助成対象者    | <p>次の各号のすべてに該当する者</p> <p>（1）別表第1項の貸付を受けて償還する者</p> <p>（2）申請時点で町内に住所を有しており、その後継続して償還期間中に居住する意思を有する者</p> <p>（3）中途退学者でない者</p> <p>（4）公務員でない者</p> <p>（5）申請時点で償還に滞納が無い者</p> <p>（6）町税等の滞納が無い者、又は滞納があるものの、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる者</p> |       |
| 3 助成対象経費   | <p>助成金を受給する年度の前年度中の償還総額（繰上償還額、入学支度金の償還額、助成期間より前の滞納に対する償還額及び延滞金額は除く。）</p> <p>ただし、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金以外の償還助成金を受けている場合の助成対象経費は、当該助成額を償還総額から除いて算出した額とする。</p>                                                                             |       |
| 4 助成率      | 住民税非課税世帯、生活保護世帯、町内就職者                                                                                                                                                                                                              | 1 / 2 |
|            | 上記以外                                                                                                                                                                                                                               | 1 / 4 |
| 5 助成回数     | 10年以内の償還期間                                                                                                                                                                                                                         | 最大10回 |
|            | 20年以内の償還期間                                                                                                                                                                                                                         | 最大15回 |